

告 示

埼玉県告示第六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スポーツデポ入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、百八十六

―一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 住宅地に近接しているため、駐車場の騒音対策やヘッドライト等の光対策など、十分な環境対策を講じてください。

(2) 市道幹十一号線については、藤沢北小学校、藤沢中学校の通路路として指定されていますので、登下校時の児童生徒の安全確保について、万全な対応をお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十九年一月六日から平成二十九年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター